

【外部者カルテ閲覧手続きから閲覧作業までの流れ】

< 事前手続き >



研究者

【提出書類】

- ①臨床研究における診療録閲覧連絡票
- ②倫理審査委員会等の承認通知書の写し
- ③臨床研究における診療録閲覧確認票
- ④診療録閲覧に関する誓約書
- ⑤外部担当者の氏名リスト
- ⑥外部担当者所属機関と本院との契約書

閲覧許可申請に必要な書類を
臨床試験支援センターへ提出



臨床試験支援センター
臨床研究支援担当スタッフ

< 閲覧日7日前までの手順 >



臨床研究
外部支援者

カルテ閲覧日を調整



【カルテID登録】
研究者は原則閲覧日の7日前
までに電子カルテ内に閲覧
対象となるカルテIDを登録
すること

臨床試験支援センターへ
カルテ閲覧日とカルテID
登録のお知らせ

電話 or メール



< 閲覧日当日の手順 >



臨床研究
外部支援者

閲覧者本人が中央病歴室よりICカードを
受け取る（身分証の提示）

臨床試験支援センターの
SDV室でカルテ閲覧を開始



「診療記録等閲覧・提供依頼書（別紙様式2（第10条関係））」の
提出及びICカードを中央病歴室へ返却

開始時・終了時
には臨床試験支
援センター担当
スタッフへ連絡



中央病歴室

中央病歴室

終了